

資産課税 国際金融都市に向けた税制上の措置

1. 改正の概要

(1) 相続税及び贈与税の納税義務者と課税財産の範囲

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
			一時居住者 (※1)	日本国籍あり		日本国籍 なし	
		10年以内に 国内に住所あり		10年以内に 国内に住所なし			
国内に住所あり			国内・国外財産に課税		国内・国外財産に課税		
在留資格を有する者 (改正前: 一時居住被相続人・ 一時居住贈与者(※1))			国内財産のみに課税		国内財産のみに課税		
国内に 住所なし	10年以内に国内に住所あり		国内・国外財産に課税		国内・国外財産に課税		
	日本 国籍 なし	短期非居住贈与者(※2) (贈与税のみ)			(※6)		
		非居住被相続人(※3)・ 非居住贈与者(※4)	国内財産のみに課税		国内財産のみに課税		
	10年以内に国内に住所のない 非居住被相続人・非居住贈与者(※5)				国内財産のみに課税		

(※1) 相続・贈与時に在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。

(※2) 贈与前10年以内のいずれかの時に国内に居住しており、国内に住所を有しなくなった日前15年以内の国内居住期間の合計が10年を超えるもの(継続して日本国籍なし)のうち同日から2年を経過していないもの。

(※3) 相続前10年以内において国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍がなかったもの。

(※4) 贈与前10年以内のいずれかの時に国内に居住しており、国内に住所を有しなくなった日前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの(継続して日本国籍なし)又は国内居住期間の合計が10年を超えるもの(継続して日本国籍なし)のうち同日から2年を経過しているもの。

(※5) 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。

(※6) 短期非居住贈与者から当該受贈者への国外財産の贈与は一旦申告不要となるが、短期非居住贈与者が出国後2年以内に国内に居住した場合には、その時に出国前に遡って申告をしなければならない。

(2)改正点

国内に居住する「在留資格」を有する者が、「国内に短期的に居住する在留資格を有する者」や「国外に居住する外国人等」に対して相続や贈与をする場合、改正前は、当該被相続人や贈与者の居住期間が「相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合」に限って、国外財産が相続税・贈与税の課税対象外となっていた。今年度の改正によって、この居住期間の縛りがなくなり、居住期間にかかわらず、国外財産に対しては相続税・贈与税が課税されないこととなる。

2. 適用時期

大綱上明記されていない。

3. 実務上の留意点

ここでいう「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行など)をいい、同法別表第二の在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)は含まれない点に留意する。

4. 今後の注目点

- 適用時期。
- 「国外に居住する外国人等」における「等」の範囲
「等」は「日本国籍を有し、かつ、10年以内に国内に住所を有しない者」を指しているのかどうかの確認が必要。